

原議保存期間 10年
平成26年12月31日まで保存

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
（参考送付先）
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丁備企発第37号、丁生企発第186号
丁備発第63号、丁外事発第19号
平成16年4月23日
警察庁警備局警備企画課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁警備局警備課長
警察庁警備局外事情報部外事課長

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等の施行について (通達)

第159回国会において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律（平成16年法律第31号。別添1。以下「法」という。）が制定され、平成16年4月14日に公布された。これに伴い、国土交通省において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律施行規則（平成16年国土交通省令第59号。別添2。以下「規則」という。）並びに埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示（平成16年国土交通省告示第495号。別添3。以下「告示」という。）等が制定され、同年4月23日に公布されたところである。

これら法等の趣旨、概要及び留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、国際港湾が管轄区域内に所在しない都道府県警察にあっては参考とされたい。

記

第1 法の趣旨

平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件を契機に、平成14年12月12日、船舶及び港湾施設の保安の確保を目的として、国際海事機関（IMO：International Maritime Organization）において、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約：The International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974）附属書」の改正が採択され、平成16年7月1日から発効することとなった。

これを受けて、我が国においても、国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図るため、国際航海船舶及び国際港湾施設の所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を定めるとともに、保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうか明らかでない国際航海船舶の本邦の港への入港に係る規制に関する措置を定める必要があることから、法の制定が行われたものである。

第2 法等の概要

1 総則

(1) 目的(法第1条関係)

国際航海船舶及び国際港湾施設の所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を定めることにより国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、国際航海船舶の本邦への入港に係る規制に関する措置を定めることにより当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図り、併せてこれらの事項に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とすることとされた。

(2) 定義

ア 国際航海船舶(法第2条第1項関係)

国際航海船舶とは、国際航海(一国の港と他の国の港との間の航海をいう。)に従事する次の船舶をいうこととされた。

日本船舶であって、旅客船又は500トン以上の貨物船(以下「国際航海日本船舶」という。)

日本船舶以外の船舶であって、本邦の港にあり又は本邦の港に入港しようとする旅客船又は500トン以上の貨物船(以下「国際航海外国船舶」という。)

イ 国際港湾施設(法第2条第2項～第4項関係)

国際港湾施設とは、国際埠頭施設及び国際水域施設をいうこととされた。

なお、「国際埠頭施設」は、国際航海船舶の係留の用に供する岸壁その他の係留施設(岸壁、荷さばき地、貨物を短期間留置する倉庫、旅客ターミナル等)をいい、「国際水域施設」は、国際航海船舶の停泊の用に供する泊地その他の水域施設(防波堤などで囲まれた安全に船が停泊できる水面、船舶が風波を避けるための停泊所等)をいうこととされた。

ウ 危害行為(法第2条第5項及び規則第4条関係)

国際航海船舶及び国際港湾施設の所有者等が防止を図ることとされる危害行為は、船舶又は港湾施設の保安の確保に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある次に掲げる行為とされた。

船舶又は港湾施設を損壊する行為

船舶又は港湾施設に不法に武器、爆発物、サリン等の有毒な液体等を持ち込む行為

所有者等から船舶及び港湾施設に立ち入ることを認められるなどの正当な理由なく、船舶又は港湾施設に立ち入る行為

武器等で脅すことにより船舶の運航を支配する行為など、船舶の運航を不法に支配する行為

(3) 国際海上運送保安指標(法第3条及び規則第5条関係)

国土交通大臣は、国際航海船舶及び国際港湾施設について、国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の内容、危害行為が行われるおそれがある地域並びに危害行為が行われるおそれの程度を勘案して、国際海上運送保安指標（国際航海船舶及び国際港湾施設の所有者等が講ずべき自己警備のレベル）を設定及び変更することとされた。

国際海上運送保安指標は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保のために必要な措置の程度に応じて低いものから順に「保安レベル1」、「保安レベル2」又は「保安レベル3」とされ、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局等の掲示板における掲示及びインターネット等により公示することとされた。

なお、国土交通大臣は、国際海上運送保安指標の設定及び変更について必要な場合に、国家公安委員会及び関係行政機関の長の意見を求めることができることとされ、一方、国家公安委員会及び関係行政機関の長は、国際海上運送保安指標の設定及び変更について、国土交通大臣に意見を述べるができることとされた。

2 国際航海船舶の保安の確保

(1) 国際航海日本船舶に関する措置

国際航海日本船舶の所有者は、次のアからオまでに掲げる保安の確保に関する措置をとらなければならないこととされた。

ア 国際航海日本船舶に、船舶警報通報装置等を設置すること。（法第5条及び規則第6条関係）

イ 国際海上運送保安指標に対応した保安措置（船舶指標対応措置）を実施すること。（法第6条及び規則第7条関係）

ウ 国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員以外の者から船舶保安統括者を、当該国際航海日本船舶の乗組員から船舶保安管理者をそれぞれ選任すること。（法第7条及び規則第8条並びに法第8条及び規則第9条関係）

エ 船舶保安規程（自己警備計画）を定め、国土交通大臣の承認を受けるとともに、同規程に定められた事項を適確に実施すること。（法第11条及び規則第16条関係）

オ 国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、国土交通大臣の行う定期検査を受けること。（法第12条関係）

(2) 国際航海外国船舶に関する措置（法第24条関係）

国際航海外国船舶の所有者は、当該国際航海外国船舶について、2(1)のオからエまでに準じた措置を適確に講じなければならないこととされた。

3 国際港湾施設の保安の確保

(1) 国際埠頭施設に関する措置

重要国際埠頭施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する重要港湾における国際埠頭施設）の管理者は、次のアからオまでに掲げる保

安の確保に関する措置をとらなければならないこととされた。

ア 国際海上運送保安指標に対応した保安措置（埠頭指標対応措置）を実施すること。（法第29条及び規則第54条関係）

イ 重要国際埠頭施設にフェンス、照明、車止め等の埠頭保安設備を設置し、及び維持すること。（法第29条、規則第55条及び告示関係）

ウ 重要国際埠頭施設の保安の確保に関する業務を管理させるため、埠頭保安管理者を選任すること。（法第30条及び規則第56条関係）

エ 重要国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に従事する者について、埠頭指標対応措置の実施を確保するために必要な訓練を実施すること。（法第31条及び規則第57条関係）

オ 埠頭保安規程（自己警備計画）を定め、国土交通大臣の承認を受けるとともに、同規程に定められた事項を適確に実施すること。（法第32条及び規則第58条関係）

なお、重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者は、当該国際埠頭施設について、前記オに準じた承認を受けることができ、当該承認を受けた場合は、前記アからエまでに準じた措置をとらなければならないこととされた。（法第33条及び規則第62条関係）

（2）国際水域施設に関する措置

特定港湾管理者（港湾法第2条第2項に規定する重要港湾における国際水域施設の管理者）は、次のアからエまでに掲げる保安の確保に関する措置をとらなければならないこととされた。

ア 国際海上運送保安指標に対応した保安措置（水域指標対応措置）を実施すること。（法第37条及び規則第65条関係）

イ 国際水域施設の保安の確保に関する業務を管理させるため、水域保安管理者を選任すること。（法第38条及び規則第66条関係）

ウ 国際水域施設に係る保安の確保に関する業務に従事する者について、水域指標対応措置の実施を確保するために必要な訓練を実施すること。（法第39条及び規則第67条関係）

エ 水域保安規程（自己警備計画）を定め、国土交通大臣の承認を受けるとともに、同規程に定められた事項を適確に実施すること。（法第40条及び規則第68条関係）

なお、特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者は、当該国際水域施設について、前記エに準じた承認を受けることができ、当該承認を受けた場合は、前記アからウまでに準じた措置をとらなければならないこととされた。（法第41条及び規則第72条関係）

4 国際航海船舶の入港に係る規制

（1）外国から本邦の港に入港しようとする国際航海船舶の船長は、船舶の名称、直前の出発港等の船舶保安情報を、事前に海上保安庁長官に通報しなければならない

いこととされた。(法第44条並びに規則第74条~第76条関係)

- (2) 海上保安庁長官は、船舶保安情報のみでは当該国際航海船舶の保安措置が適確に講じられているか明らかでないときは、当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して生ずるおそれがある危険を防止するため、船長に対し、情報の提供を更に求め、又はその職員に立入検査をさせることができることとされた。

また、当該国際航海船舶の船長が情報の提供の求め又は立入検査を拒否したときは、本邦の港への入港の禁止等を命ずることができることとされた。(法第45条関係)

- (3) 海上保安官は、船舶保安情報の内容等から合理的に判断して、当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して急迫した危険が生じるおそれがあり、当該危険を防止するため他に適当な手段がないと認めるときは、入港の禁止等の措置を講ずることができることとされた。(法第45条関係)

- (4)(1)から(3)までの措置は、国際航海船舶以外の船舶であって国際航海に従事する船舶について準用することとされた。(法第46条並びに規則第77条及び第78条関係)

5 国家公安委員会等と国土交通大臣の関係(法第47条関係)

国家公安委員会及び海上保安庁長官は、国際航海船舶及び国際港湾施設について実施すべき保安措置に係る規定の運用に関して、国土交通大臣に意見を述べることができることとされた。その趣旨は、次のとおりである。

- (1) 国家公安委員会は、次に掲げる事項に関する国土交通省令の制定及び改廃に関して、国土交通大臣に意見を述べること。

ア 国際航海船舶関係

船舶警報通報装置等の技術上の基準、船舶指標対応措置の内容、船舶保安統括者の要件、船舶保安統括者及び船舶保安管理者の業務の範囲、船舶保安規程の記載事項、船舶保安規程の軽微な変更の内容

イ 国際埠頭施設関係

埠頭保安設備等の技術上の基準、埠頭指標対応措置等の内容、埠頭保安管理者等の要件、埠頭保安管理者等の業務の範囲、埠頭訓練の実施、埠頭保安規程等の記載事項、埠頭保安規程等の軽微な変更の内容

ウ 国際水域施設関係

水域指標対応措置等の内容、水域保安管理者等の要件、水域保安管理者等の業務の範囲、水域訓練の実施、水域保安規程等の記載事項、水域保安規程等の軽微な変更の内容

- (2) 国家公安委員会は、国土交通大臣が行う次に掲げる事項に関して、国土交通大臣に意見を述べること。

ア 国際航海船舶関係

船舶保安規程の承認及びその変更の承認、船舶保安規程の変更命令

イ 国際埠頭施設関係

埠頭保安規程等の承認及びその変更の承認、埠頭保安規程等の変更命令

ウ 国際水域施設関係

水域保安規程等の承認及びその変更の承認、水域保安規程等の変更命令

6 経過措置

(1) 国際航海船舶の保安の確保（法附則第4条関係）

ア 国際航海日本船舶の所有者は、施行日前においても、船舶保安統括者又は船舶保安管理者を選任することができることとされた。

イ 国土交通大臣は、施行日前においても、船舶保安規程の承認に相当する承認を行うことができることとされた。

(2) 国際港湾施設の保安の確保（法附則第5条関係）

ア 重要国際埠頭施設の管理者又は重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者は、施行日前においても、埠頭保安管理者等を選任することができることとされた。

イ 国土交通大臣は、施行日前においても、埠頭保安規程等の承認に相当する承認を行うことができることとされた。

ウ 特定港湾管理者又は特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者は、施行日前においても、水域保安管理者等を選任することができることとされた。

エ 国土交通大臣は、施行日前においても、水域保安規程等の承認に相当する承認を行うことができることとされた。

7 施行期日（法附則第1条及び規則附則第1条関係）

法は、平成14年12月12日に採択されたSOLAS条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日（平成16年7月1日）から施行することとされ、規則についても、同日から施行することとされた。ただし、6に関する法の規定については、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成16年政令第163号）により、平成16年4月23日から施行することとされた。

第3 留意事項

1 一般事項

(1) 法は、国際航海船舶及び国際港湾施設の所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置等を定めたものであり、各都道府県警察が実施する警察措置について定めるものではない。しかしながら、国際港湾における保安の確保は、公共安全と秩序を維持することを任務とする都道府県警察と国際航海船舶及び国際港湾施設の所有者等との連携の下実施されるものである。

そのため、各都道府県警察にあっては、関係職員に対し、法に基づいて各国際航海船舶及び国際港湾施設において行うこととされている保安の確保のための措置等の内容等について指導及び教養を徹底するとともに、管轄区域内の国際港湾における保安の確保のための具体的な措置を把握し、関係行政機関及び関係部門

と密接な連携を図りつつ、国際港湾における保安の確保に万全を期すこと。

なお、国土交通省は、当庁又は都道府県警察からの個別の求めがあった場合には、承認を行った国際港湾施設の埠頭保安規程等の内容を提示することとされているので、その提示が必要な場合は、当庁警備局警備企画課まで申し出ること。

- (2) 法に基づく保安の確保のために必要な措置を効果的に実施するため、国際港湾における関係機関で自主的に組織する協議会が設置される場合がある。各都道府県警察にあつては、当該協議会に積極的に参加し、地域の実情に応じた保安対策を進めていく上で必要な一般的な注意事項について、関係部門が密接な連携を図りつつ適切な助言を行うとともに、重要国際埠頭施設の管理者等が作成する埠頭保安規程等について、必要な意見を述べることとされたい。

なお、国土交通省は、重要国際埠頭施設の管理者等が、埠頭保安規程等を策定するに当たっては、協議会等の場で都道府県警察から出された意見が十分に尊重されるよう、また、国土交通省地方整備局及び重要国際埠頭施設の管理者等と都道府県警察とが緊密な連携を保てるよう、国土交通省地方整備局を指導するとともに、重要国際埠頭施設の管理者等に対して要請することとしている。

- (3) 国際航海船舶及び国際港湾施設の所有者等による保安の確保のための措置が講じられている国際埠頭施設等において危害行為が発生した場合であっても、警察による捜査等の活動には何ら影響を与えないので、必要に応じ、海上保安庁と密接な連携を図りつつ、適切に対処すること。

2 個別事項

- (1) 国際航海船舶の所有者への協力

国際航海船舶の所有者は、船舶指標対応措置として、都道府県警察を含む関係行政機関との連絡及び調整を図ること(規則第8条第2項第1号へ、第2号へ及び第3号へ)を義務付けられていることから、各都道府県警察にあつては、国際航海船舶の所有者からの求めがあった場合は、海上保安庁等関係機関と緊密な連携の下、状況に応じた必要な協力を行うこと。

- (2) 重要国際埠頭施設の管理者等への協力

ア 重要国際埠頭施設の管理者等は、埠頭指標対応措置として、都道府県警察を含む関係行政機関との連絡及び調整を図ること(規則第54条第2項第1号へ、第2号へ及び第3号へ)を義務付けられていることから、各都道府県警察にあつては、重要国際埠頭施設の管理者等からの求めがあった場合は、状況に応じた必要な協力を行うこと。

イ 重要国際埠頭施設の管理者等は埠頭訓練を実施することとされているが、当該訓練は、埠頭保安規程に定めるところにより、少なくとも3箇月に1回行い、都道府県警察を含む関係者との連携に係る訓練については、少なくとも毎年1回、かつ、18箇月を超えない間隔で行うこととされている(規則第57条)ことから、各都道府県警察にあつては、重要埠頭施設の管理者等からの求めがあった場合は、当該訓練の実施に積極的に協力すること。

(3) 特定港湾管理者等への協力

ア 特定港湾管理者等は、水域指標対応措置として、都道府県警察を含む関係行政機関との連携及び調整を図ること（規則第65条第2項第1号八、第2号二及び第3号二）を義務付けられていることから、各都道府県警察にあっては、特定港湾管理者等からの求めがあった場合は、海上保安庁等関係機関と密接な連携の下、状況に応じた必要な協力を行うこと。

イ 特定港湾管理者等は水域訓練を実施することとされているが、当該訓練は、水域保安規程に定めるところにより、少なくとも3箇月に1回行い、都道府県警察を含む関係者との連携に係る訓練については、少なくとも毎年1回、かつ、18箇月を超えない間隔で行うこととされている（規則第57条）ことから、各都道府県警察にあっては、特定港湾管理者等からの求めがあった場合は、当該訓練の実施に積極的に協力すること。

3 その他

前記第3の1(2)の協議会は、国際港湾における各機関の連携による保安の向上と入出管理の強化を図ることを目的とする港湾保安委員会（「国際空港・港湾における水際対策・危機管理体制の強化について（通達）」（平成15年12月12日付け警察庁丁備企第81号等）参照）に改組される場合がある。

別添は条文につき省略。